主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人赤木淳の上告趣意のうち、憲法違反をいう点は、原審でなんら主張、判断を経ていない事項に関する違憲の主張であり、判例違反をいう点は、所論引用の各 判例はいずれも事案を異にし本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、量刑 不当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

なお、本件の事実関係のもとにおいて有印私文書偽造罪の成立を認めた原判断は相当である(当裁判所昭和五五年(あ)第一三五一号同五六年四月一六日第一小法廷決定参照)。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五六年四月二二日

最高裁判所第一小法廷

光	重	藤	互	裁判長裁判官
里	萬	崎	藤	裁判官
亨		山	本	裁判官
朗	治	村	中	裁判官
孝	īF		谷	裁判官